

別表3 利用基準に関する事項

1 利用上必要な事項

- (1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。
- (2) 衣料等被洗物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。
特に油脂の付着した被洗物の乾燥に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 事前に出来る限り油脂を除去すること。
 - イ 過度な熱を加えないよう適正に行うこと。
 - ウ 乾燥が終わったものは、速やかに乾燥機から取り出すこと。
 - エ 乾燥終了の洗濯物は余熱を十分に冷ましてから保管し、決して積み重ねないこと。

2 施設及び設備の汚損防止等に関する事項

- (1) 洗濯前後の手指の洗浄等に関すること。
- (2) 施設及び設備の汚損防止に関すること。
- (3) 伝染性の疾病にり患した者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関すること。
- (4) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること。(これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。)
- (5) その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関すること。